

## 競争ルールの検証に関するWG(第 45 回)に関する追加質問事項

- 1 1円端末等過度な端末購入割引が問題となったが、白ロムを含めた割引上限額が緩和された場合、自ら過度な端末購入割引を行うことはないかと約束できるか。  
約束できないとすれば、その理由は何か。あるいはどうすれば約束できる状況を作ることが可能と考えるのか。

(佐藤構成員、長田構成員)

(楽天モバイル回答)

当社としては、規律が定められた趣旨等に鑑み、引き続き法令遵守に努めてまいりたく存じます。

なお、端末購入者に対する過度な利益提供に頼った競争慣行を根絶し、通信市場と端末市場それぞれにおける公正競争を実現していく観点からは、回線とセットかを問わずに端末への利益提供に制限を設けることで、過度な安値販売の鎮静化を図るべきと考えます。

また、公正取引委員会による調査(2023年2月24日付「携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査」報告書 P23)によれば、通常の営業活動では達成できないポートイン重視の店舗評価指標を理由に端末の過度な安値販売が発生していることから、そのような状況を改善することも重要かと存じます。

以上